大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金

補助対象者

●市内の一定の地域において、おおむね３０以上の世帯により自主的に組織された団体又はその連合体（自治会、自治連合会など）
●建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合（ﾏﾝｼｮﾝ管理組合など）

補助金の額

補助の種別	補助対象経費	補助率	補助限度額
令和７、８年度限定拡充基準 街頭防犯カメラの新規設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	３分の２	250,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの更新設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	２分の１	200,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの維持管理	保守点検、修繕、電気料金、共架料等	２分の１	50,000円/台

※地代及び占用料（共架料を除く）、予備の物品の購入費は除きます。

予算に限りがあるため、交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただく場合があります。

対象要件

①街頭防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること。
②街頭防犯カメラの設置に関し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
③本補助金の交付を受けて設置したカメラの更新設置の場合は、交付より５年を経過していること。
④地域などで合意が得られていること。
⑤公共空間である道路等（敷地内道路は除く）が撮影範囲に含まれていること。

注意点

①補助金を申請する団体は、該当する地域で合意形成を図り、設置場所は事前に地域住民に周知してください。
②設置区域内の公共の用に供する場所で、見やすいところに、防犯カメラを設置している旨の標識等を設置してください。
③道路等に設置する場合にあっては、あらかじめ道路管理者等の許可を得てください。
④撮影範囲として、マンション等共同住宅の内部、施設内道路を撮影している場合は対象となりません。
⑤同一年度内における補助対象者に対する補助は１回とします。

申請先

〒589-8501
大阪狭山市狭山一丁目2384番地の１
大阪狭山市役所　危機管理室

あてに郵送または直接

その他申請様式・添付書類の詳細はHPをご確認ください